

弔慰規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人横須賀三浦建設協会の職員・顧問及び外部団体への弔慰金の支給に関する事項について定める。

(対象)

第2条 この規則は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 職員
- (2) 顧問
- (3) 別表1に掲げる外部団体の代表者
- (4) その他、理事長が特に必要と認める者

(給付範囲)

第3条 前条第1号に掲げる者の給付範囲は、本人・配偶者・父母及び同居の2親等以内の親族までとする。

- 2 前条第2号から第4号までに掲げる者の給付範囲は、本人・配偶者までとする。

(給付額)

第4条 前条に掲げる者が死亡したときは、弔慰金は10,000円とする。

(特例の扱い)

第5条 弔慰金について理事長が特に認めるときは、本規則に定められた金額によらず支給するものとする。

(附 則)

この規則は、平成30年8月3日より施行する。

この規則は、令和4年6月2日より施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

外部団体の代表者

1	横須賀建設業関連団体協議会	会長
2	建設業労働災害防止協会神奈川支部 横須賀分会	分会長
3	木造建築工事等労働災害防止協議会 横須賀地区会	会長
4	神奈川県建設業国民健康保険組合	理事長
5	神奈川土建一般労働組合 横須賀三浦支部	執行委員長
6	久里浜建設工業労働組合	組合長
7	浦賀建設工連合会	会長
8	横須賀北部建設組合	組合長
9	神奈川県建築士事務所協会 横須賀支部	支部長
10	太子山聖徳院	住職